

# 令和8年度脱炭素型ライフスタイル構築に向けたキャンペーン事業 業務委託仕様書（公募用）

## 1 適用範囲

本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

## 2 委託事業名

令和8年度脱炭素型ライフスタイル構築に向けたキャンペーン事業

## 3 事業の目的

気候変動対策は世界共通の課題とされ、千葉県においても、2050年の中間目標達成に向けた各施策を進めているところであり、目標達成に向けては、県民一人ひとりが、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の推進といった脱炭素型ライフスタイルへ転換することが、これまで以上に必要となる。

そこで、地球温暖化への関心の低い若年層（20代、30代）を中心とした県民の意識改革と行動変容を促すようなキャンペーンを展開する。

## 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 5 執行限度額

21,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

## 6 通則

- (1) 契約締結後、速やかに県と打ち合わせを行い、本仕様書の内容を十分に理解し、業務実施体制図、業務実施行程表等を詳細に記した実施計画書を契約締結後2週間以内に提出すること。
- (2) 受託者は、委託内容及び業務の進め方について県と綿密に連絡を取り、かつ、十分に打合せを行った上で業務を実施すること。

## 7 委託事業内容

本事業の趣旨・目的を十分理解した上で、効果的なキャンペーン事業の展開が図れるよう、次の業務を行うものとする。

## (1) イベントの企画・運営

県内事業者等（民間企業、スポーツチーム、大学等を想定）と連携し、脱炭素型ライフスタイルの普及啓発及び機運醸成を図るためのイベントを企画・運営すること（以下当該イベントを「連携イベント」、連携する事業者等を「連携事業者等」という。）。

### ア 連携イベント等の開催（必須開催イベント）

下表の①～④に示す連携イベント等を必ず開催すること。

連携イベント等は原則として1日延べ200人程度が来訪するよう、企画・運営すること。ただし、②、③は除く。

連携イベント等については、複数の連携事業者等が合同で行うことも可能とする。

①～④の必須イベントを組み合わせて併催とすることも可能とする。

③と④については、事業者との連携は必須とはしない。

表 必須開催とする連携イベント等

#### ①事業者との連携イベント

連携事業者等と協力して実施する連携イベントを開催すること。

実施に当たっては、連携する事業者等の特色等を踏まえて効果的に普及啓発等が図れるような実施内容を企画提案すること。

##### 【連携イベントの例】

- ・大規模商業施設でのイベント開催
- ・スポーツイベントや野外音楽フェスティバル周辺での啓発ブース出展
- ・著名人を起用したトークショー
- ・連携事業者等から提供されるノベルティを景品としたクイズ、抽選会、ゲーム大会の開催
- ・テレビ、雑誌などの様々なメディアとのタイアップ

#### ②大学生との連携イベント

同年代（10代後半～20代前半）への啓発効果を高めることを目的として、県内の大学と連携し、在学する大学生が企画又は参加するイベントを開催すること。

#### ③MINECOOLAFT CHIBA ワークショップ

県が開発したマインクラフトを活用した地球温暖化対策体験コンテンツ「MINECOOLAFT CHIBA」の教育モードを活用した小中学生向けワークショップを開催すること。

開催回数は2回以上（同日に複数回開催可）とし、1回あたりの講座時間は60分程度、参加人数は20名程度を目安とする。

講師及び必要な機材（「マインクラフト教育版」を利用可能なPC・タブレット等）は企画提案者が用意すること。

【参考】公式HP <https://chiba-decarboncraft.com/>

#### ④気候変動適応策に関するセミナー

熱中症対策等の気候変動適応策をメインテーマとし、専門知識を有する者や子どもの認知度が高い著名人を起用した親子向けのセミナーを開催すること。

##### 【例】

- ・自由研究の題材となるような実験等を交えたワークショップ
- ・プロスポーツチームの選手やスタッフによる熱中症予防講座

#### イ 啓発ブース出展等

「ア 連携イベント等」に加えて、啓発ブース出展等を3回程度実施すること。ただし、集客・啓発効果等を考慮し、開催回数を減らして内容を充実させることも可能とする。

「ア 連携イベント等」①～④の必須イベントと組み合わせて併催とすることも可能とする。

##### 【例】同日・同会場において、セミナーと啓発ブース出展を実施等

啓発ブースには、原則として1日延べ200人程度が来訪するよう、企画・運営すること。

実施内容は啓発ブース出展に限らず、「ア 連携イベント等」①で例示する内容やそれ以外の多様なメニュー・コンテンツとすることも可能とする。

なお、下表に示す県で出展を予定しているイベントを利用することも可能とする。

表 県（温暖化対策推進課）で出展を予定しているイベント

##### ①「県民の日中央行事」へのブース出展

日時：令和8年6月14日

会場：かずさアカデミアホール（木更津市かずさ鎌足2-3-9）

##### 【参考：昨年度実施状況】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/kenminnohi/2025chibaminfes.html>

##### ②「エコメッセちば」へのブース出展

日時：令和8年10月頃

会場：幕張メッセ（千葉市美浜区中瀬2-1）

##### 【参考：昨年度実施状況】

<https://www.ecomesse.com/>

#### ウ 県内事業者等との連携

地球温暖化対策に積極的に取り組んでおり、かつ若年層（20代、30代）への訴求効果が高いと考えられる事業者で、本事業の趣旨・目的等を十分に理解し、連携イベントを効果的に実施できる県内事業者等を選定すること。

連携事業者等の選定・調整にあたっては、企画提案者自ら働きかけを行うこと。（その際は事前に県の承認を得ること。）

なお、県において既に連携している下表の県内事業者等との連携を希望する場合、県（温暖化対策推進課）において調整等の協力を実施することも可能とする。ただし、本事業における当該事業者との連携を保証するものではない。

**表 県（温暖化対策推進課）において調整等の協力ができる県内事業者等**

千葉県トップ・プロスポーツ連絡協議会 構成クラブ 【参考】 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/shousupo/shougai-sports/top-pro/renrakukyogikai.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/shousupo/shougai-sports/top-pro/renrakukyogikai.html</a>
ちばコラボレーションシップ 登録事業者 【参考】 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/2022chibakoraboship.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/2022chibakoraboship.html</a>
商業者の地域貢献に関するガイドラインに基づく包括協定締結企業 【参考】 <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/guideline/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/guideline/index.html</a>

## **エ イベントに係る啓発資材等の制作等**

連携イベントの集客・啓発効果を向上させるため、実施内容に合わせて啓発資材（ノベルティ・掲示物・ブース装飾等）を制作・調達（以下「制作等」という。）すること。

ただし、可能な限り、県が保有する「令和7年度脱炭素型ライフスタイル構築に向けたキャンペーン事業」において制作した掲示物・ブース装飾等の物品を活用すること。

啓発資材の制作等にあたっては、「千葉県地球温暖化対策ロゴマーク」を積極的に活用し、県の取組をPRできるものとすること。

啓発資材は連携イベント来訪者への配布を前提とするものだけでなく、脱炭素型ライフスタイル提案のための展示物（例えば、再生可能エネルギー活用を提案するために太陽光パネル及び蓄電池を展示する等）を制作等することも可能とする。

チラシやポスターを制作等する場合、地球環境に配慮し、デジタルサイネージ等の電子広告を積極的に活用し、印刷部数の低減を図ること。

啓発資材を制作する場合は、デザインについて2案以上提示し、県の承認を得ること。また、必要な校正を行うこと。

## **オ MINECOOLAFT CHIBA 体験用端末の調達**

「ア 連携イベント等 ③MINECOOLAFT CHIBA ワークショップ」のために用意するものとは別に、MINECOOLAFT CHIBA の体験用端末（以下、体験用端末という。）として、委託期間を通して以下の物品をレンタル等により調達すること。

体験用端末は県が本事業とは別で出展するイベント等において、県または県の指定するものが使用できるものとすること。

体験用端末は企画提案者が県と調整の上で、「ア 連携イベント等」及び「イ 啓発ブース出展等」で使用することも可能とする。

## 【体験用端末】

タブレット端末 3台

- ・iPad 2019（第7世代、iOS17.5.1）以降、もしくは同等以上のスペックのもの。
- ・「マインクラフト教育版」のアプリケーションをインストールし、使用ライセンスが付与されていること。
- ・イベント会場等の屋外でインターネットに接続できること（別途モバイル WiFi ルーターを用意することも可）。

## 力 実施期間

気温の上昇等により、地球温暖化に対する関心が高まる時期（6月～10月）に集中的にキャンペーンを展開すること。

ただし、期間を変更することでより高い集客・啓発効果が得られる場合には、その理由とともに当該期間を提案するものとする。

## キ 企画・運営に係る留意事項

イベントの企画・運営に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・常時速やかに連絡・調整が可能な事務局を設置し、業務を円滑に遂行すること。
- ・無理のないスケジュールを立案すること。また、適切な進行管理を行い、期限を遵守するとともに、確実に業務を執行すること。なお、やむを得ない事情により、計画を変更する場合は、県と事前に協議を行うこと。
- ・受託者の有する関連業者等との協力体制（ネットワーク）を最大限活用し、費用対効果の高い内容とすること。
- ・連携イベントの時期・場所・来場者層を考慮し、各連携イベントで重点的にPRする内容を県と協議の上決定すること。また、イベント全体を通じて脱炭素型ライフスタイルへの転換の意義やメリットを効果的にPRすること。
- ・事業の効果を高めるため、県と受託者との協議により、イベントの規模や内容から、県職員のみでのイベント当日の運営が適切と判断した場合には、受託者は広報及び啓発資材の用意等の対応を取ることとする。
- ・県が用意することにより無償で利用が可能となるイベント会場以外の会場の確保及び賃借料については、受託者が負担すること。
- ・事業の実施に当たり、官公庁等との調整が必要な場合は、県と連携し、連絡調整や文書発出等の事務を行うこと。
- ・各イベント等において、イベントの様子や全体像がわかるように写真や動画の撮影を行い、広報素材としても活用できるもの（写っている方から了承を得る等）を県に提供すること。

- ・各イベント等において、県が求める場合は、県が制作したチラシ等の配布やポスター掲示を可能とすること（配架スペース・什器の用意、スタッフによる配布対応等）。

## ク 特記事項

不慮の事故発生に対する準備を怠らないと共に、以下に挙げる事項を含む保険に加入すること。

- ・会場施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備、もしくは運営上のミス等により、来場者など第三者の身体を害し、または財物に損害を与えたことにより県が負担する法律上の賠償損害に対する保険
- ・来場者が会場内でケガをした場合発生する損害に対する保険
- ・火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、イベント用機材、電気自動車をはじめ県からの提供物品等について生じた損害に対する保険
- ・その他、受託者の瑕疵によって発生した損害について賠償すること。

緊急を要する苦情対応、事件、事故などが発生した場合には、直ちに県へ報告し、県と協力して対応すること。

非常時には、来場者の安全確保・避難誘導に万全を期すこと。緊急時の対応についても運営体制の中に位置づけ、悪天候や地震等による中止等、不測の事態が生じたときでも、速やかに対応できる体制をとること。

イベントの実施に当たっては、円滑な運営に足るだけの設営・撤去スタッフ、技術（音響・照明等）スタッフ、運営スタッフを手配すること。

受託者は、設営物品の盗難防止や設営機材の安全確保の必要性から、イベント会場に警備員を配置すること。なお、警備員の配置等の詳細については、出展イベントの主催団体やイベントスペース管理者と調整の上で決定する。

## （2）県民参加型キャンペーンの企画・運営

SNS やスマホアプリ等のデジタルツールを活用し、県民に対して脱炭素型ライフスタイル構築に向けた行動変容を促すキャンペーンを企画・運営すること。

### ア キャンペーン内容

SNS やスマホアプリ等により、県民の脱炭素行動を可視化し、実施状況に応じた賞品の贈呈等により、行動変容のきっかけ（動機付け）を与え、習慣化を促すキャンペーンとすること。

【例】身近な脱炭素行動に関する題材（エコバッグ使用やマイボトルの携行）を設定し、期間中に SNS 等に題材に関連する投稿を規定回数行った人物に対し、オリジナルグッズを贈るキャンペーンなど

本キャンペーンにより、実際に脱炭素行動（行動変容）をした人数及び内容を集計し、定量的な評価が行えるものとすること。

（1）における連携事業者等と協力した開催やイベントとの関連付けなどにより、相乗的な効果が狙えるものとすること。

#### **イ 期間**

原則として、（1）のイベント実施期間に準ずるものとする。

#### **ウ 留意事項**

県民が広く参加することを目標として企画・広報を行うこと。

企画の内容（行動変容を促す題材等）については、事前に県と協議の上で決定すること。

当キャンペーンの運用に係る情報管理、問合せ対応、賞品の手配・発送等の事務作業を含めた業務を実施すること。

賞品を用意する場合は、その内容について事前に県の承認を得ること。

県の各 SNS 公式アカウントについては、県と協議の上で本キャンペーンの周知・広報にのみ利用できるものとし、応募者等の個人との連絡には使用できない前提で企画設計すること。

### **（3）啓発動画等の制作・展開**

脱炭素型ライフスタイルや熱中症予防に関する啓発動画を制作し、連携事業者やそれ以外の事業者のデジタルサイネージ等で放映すること。また、熱中症予防に係る啓発ポスターを制作すること。

#### **ア 啓発動画の制作**

啓発する題材は①脱炭素型ライフスタイルの促進と②熱中症対策として、2種類の動画を制作すること。

動画を見た人が行動に移せるよう、身近な脱炭素行動や熱中症予防行動を促すような内容とすること。

規格は原則フルハイビジョン（1,920×1,080 ピクセル）とすること。

各動画の長さは 15～30 秒程度とし、形式（実写やアニメーションなど）は問わない。

動画は、ナレーションやBGM 等の音声を付与したものとすること。ただし、映像のみでも内容を理解できるものとすること。

汎用性が高く、長期間にわたり使用可能なものとすること。

企画・制作に必要な素材の入手（権利処理を含む）、掲載する画像一式の収集、必要な各種申請手続き、デザイン、レイアウト、撮影、編集、データ加工・合成作業、版下作成等、一切の業務を行うこと。

#### **イ 热中症予防啓発ポスターの制作**

熱中症予防行動を呼びかけるポスターを制作すること。

啓発の対象は、若者のみに限らず全年代に対して訴求できるものとすること。  
なお、掲示場所は、公共施設や民間事業者の商業施設等を想定している。

サイズは A2 サイズ、数量は 300 部とすること。

納品物については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）を満たす物品とすること。

#### ウ 千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」の使用について

動画やポスターにチーバくんを使用する場合は、下記の点に留意すること。

- ・チーバくんは喋らないことを踏まえた上で構成を行うこと。
- ・チーバくんをアニメーションで動かすことはできないものとする。
- ・その他、県 HP に掲載の「チーバくんデザインガイドマニュアル」に従い、使用すること
- ・動画及びポスター内での「チーバくん」の使用方法については、県の監修を受け、承認を得ること。

#### エ 啓発動画の広告展開

動画については、ショッピングモール、スーパー、コンビニ、スポーツイベント等の事業者のデジタルサイネージにおいて放映すること。

動画の啓発内容を鑑み、効果的な配信場所・期間を設定すること。

【例】熱中症搬送者が増え始める 6 月下旬～7 月上旬に屋外で開催されるイベント等で熱中症予防に関する動画を放映するなど

#### オ 成果品の納品

納品期限は原則以下のとおりとし、県と協議の上で決定する。

令和 8 年 7 月 31 日（金）…「ア①脱炭素型ライフスタイルの促進」の動画

令和 8 年 5 月 29 日（金）…「ア②熱中症対策」の動画、

「イ熱中症予防啓発ポスター」

納品場所は、千葉県環境生活部温暖化対策推進課に納品すること。

動画は一般的なプレイヤーやデジタルサイネージでの再生、インターネットでの配信が可能なファイル形式（MP4 形式等）を納品すること。

ポスターは現品及びデータ（pdf ファイル及びアドビイラストレーターを使用した場合は ai ファイル）を納品すること。

#### カ 留意事項

本業務で制作した動画データは、無償かつ受託者等の許諾なしに、県または県の指定するものが使用するほか、県のウェブサイトや地球温暖化対策に係る啓発等の業務にも使用する。

デザイン等については、2案以上を提示し、県と協議の上決定すること。また、必要な校正を行うこと。

#### (4) 報告（効果検証）

本事業の効果測定が行えるようKPI等を設定し、実施後に報告を行うこと。

また、各イベントにてアンケートを実施し、イベントが終了するごとに速やかにアンケートの回収等の効果検証を行い、イベント終了後2週間以内に報告すること。

#### (5) 広報

本事業の認知度向上及び連携イベント等における集客のため、効果的な広報手段を検討し、イベント等の開催期間前に広報を実施すること。なお、広報の具体的な内容・手法等は、県と協議の上で決定し、広報物を作成すること。

県が広報を行う際には、使用する写真・画像等を提供すること。

### 8 成果品等

#### (1) 成果品

各業務終了後、速やかに以下の成果品を納品すること。

- ・報告書 1部
- ・本委託業務により作成した啓発資材等 一式
- ・上記の電子データ（報告書・ポスター等の作成データ） 一式
- ・当該事業において取得・撮影・作成した写真及び動画 一式

#### (2) 実績報告書

全ての業務が完了したら、その内容及び成果等について実績報告書を作成し、令和9年3月19日（金）までに提出すること。

なお、報告書の仕様及び体裁は任意とするが、県における今後の施策立案に活用できるよう、内容及び提供方法を工夫すること。

また、本業務において作成した資料等について、電子データ（Microsoft Word、Excel、Power Point、PDF、写真など）で併せて提出すること。

#### (3) 納品先

千葉県環境生活部温暖化対策推進課

（千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎3階）

### 9 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（1）本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、

第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利並びにその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡するものとする。

- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者がすでに著作権を保有しているもの（以下「乙又は第三者著作物」という。）が組み込まれている場合、当該乙又は第三者著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (5) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。ただし、乙又は第三者著作物が含まれる場合は、著作者の許諾を得るものとする。
- (6) 受託者は、県の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (7) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(6)の規定を準用する。

## 10 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。
- (2) 原則として、本事業の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、再委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」に記載する事項について遵守すること。
- (4) 本事業を通じて取得した全ての個人情報の取扱いについて、受託者は「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、本事業によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的以外に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務のため受託者が関係者へ電子メール等により連絡を行う場合は、誤送信及び他者への情報漏洩を防ぐため、以下の対策を実施すること。
  - ・宛先に誤りがないか等をよく確認する。
  - ・添付ファイルにはパスワード設定を行い、複数の者に送信する場合はBCCを活用する。
  - ・作業時には担当者間で二重確認等を行う。
- (6) 関係法規を遵守し、法令の趣旨に則って業務を実施すること。

(7) 本事業の実施に伴い、第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

別添 物品リスト

No.	備品名	数量	写真
1	のぼり (付属品) ・伸縮ポール 2本 ・固定用タンク 2個	8	
2	ユニフォーム (ビブス)	10	<p style="text-align: center;">前面</p> <p>①W280×H360</p> <p style="text-align: center;">背面</p> <p>②W240×H300</p>
3	テーブルクロス	9	

別添 物品リスト

No.	備品名	数量	写真
4	椅子カバー	10	
5	ブース看板 A1	2	
6	脱炭素型ライフスタイルの 取組事例パネル B0	1	

## 別添 物品リスト

No.	備品名	数量	写真
7	導入パネル A2	2	
8	脱炭素ライフクイズパネル A4	3	
9	展示アイテムタイトルパネル W900×H300	2	